

第7章 市町村・県・国の緊急対策

第1節 はじめに

地震の前触れがない津波に対する、現場の市町村、県そして国の緊急対応を記録から見ることとする。これらを詳細に記したものとして、「大船渡災害誌」がある。大船渡市は、チリ津波で最多の人命損失を出し、しかも津波に対して安全だとされた場所が大被害を受けたため、一挙に津波への関心も上がったところである。この災害誌は、津波の翌年の1961（昭和36）年2月から約1年かけて編まれており、415頁の大部で、様々な記録を含む、貴重な資料である。この章では、これを主として参照し、当時の緊急対応を追っていく。

第2節では、現場である大船渡市の対応を見る。市町村現場での初期対策の経過、実態が述べられている共に、どのような問題点があったかが記されており、貴重な示唆を与えるものとなっている。

第3節は、現場の活動を県が如何に支えたかを、県の側から見たものである。ここでも各分野・支局などからの反省が集められ、記載されている。その一つとして、最先端の福祉事務所における活用計画上の各部が、単に名目上の部に止まったことなど、運用上の問題点を隠さず記録しており、今後への貴重な警告ともなっている。

第4節は、国の対応である。緊急対策を支える法律、補助金の種類とその根拠などのうち、緊急を要したものを災害誌の中から選んで記しておいた。

第2節 大船渡市の緊急対応

1 災害対策本部の設置まで

「市では24日午前4時40分、市役所内に災害対策本部を設置、職員の非常呼集をおこなったが、市内全域電話が途絶したほか、末崎、赤崎、盛間の交通網がしや断されたため、大船渡、赤崎、末崎地区の職員の出勤が望まれず、結局日頃市（ひころいち）、猪川、立根、盛（さかり）地区の職員をして、とりあえず、災害救助隊を編成し、市役所に本部をおき、午前4時50分大船渡地区へ4名、赤崎地区へ3名、末崎地区へ1名の先発隊を派遣して、被害

の状況を調査せしめる一方対策本部の連絡所を大船渡小学校及び赤崎漁業協同組合中赤崎支所の2カ所に置き、地元住民及び地元消防団の協力を得て、救助活動に入った。

一方市議会においては、24日午前10時緊急臨時市議会協議会を大船渡小学校に招集し、各常任委員会委員は夫々市の救助隊と合流し一体となって各般の対策事業を推進することに決した。次後当分の間毎日午前8時30分より協議会を招集し、各部門毎に活動を開始した。

救助活動の重点は、人命の救助と犠牲者の収容及び防疫におき、次で食糧品、衣料品等の確保供給において之を押し進めた。

まず大船渡連絡所には先発隊とともに気仙病院医務班も到着、校内の一室に臨時診療所を開設、町内の開業医の協力を得て負傷者の救護をおこなった。また民間の自動車10数台を借上げ、広報活動を始めるほか負傷者の輸送や炊出しの運搬をおこない、小中学校の講堂を罹災者収容所にあてて避難者の収容につとめた。

また孤立状態の中赤崎地区では同時刻高台の畑や神社等に避難している被害者に朝食の炊出しをくばるほか、人命の調査につとめたが被災地域が比較的まとまっていたため、早期に死亡者、負傷者の確認ができたので、これ等は早速中赤崎診療所に収容した。

午前4時45分、電話が途絶しているので東北電力株式会社保安電話をもって災害状況の第一報を県知事に報告、災害救助法の発動を要請した。午前6時被害状況が次第に判明して来るにともない職員を住田町に派し第二報を住田町役場より、電話で県に報告、救助物資及び自衛除の派遣を要請した。

午前8時30分には市内各地域の被害の概況がまとまったので、職員2名を岩手県庁に緊急派遣して、被害状況の詳細を報告せしめるとともに、救援の協力を要請したほか、日赤共同募金会に災害救助の協力を要請し、午後12時10分災害救助法の適用をうけ、これに基づく救助を推進した。」(大船渡災害誌, p. 18)

2 災害対策本部の組織と実施業務 (大船渡災害誌, p. 18-20)

対策本部長 市長

副本部長 助役、収入役、教育長、議長、副議長

本部付 産業課長、秘書課長、総務課(3)、議会事務局(1)

総務係 (総務課長：総務課、議会事務局、選挙管理委員会、福祉事務所、会計)

分担業務： 1. 各係の調整、配置 2. 被害調査及資料蒐集
 3. 陳情書の調製 4. 民間協力組織との連携
 5. 関係機関との連携 6. 罹災者相談
 7. 諸証明の発行 8. 住宅復旧用材の確保
 9. 情報の蒐集 10. 災害救助法業務
 11. 義捐金の処理

実施事項：

1. 職員緊急動員と災害対策本部の設置による分担業務の配置

2. 被害状況の調査及報告
3. 災害救助法の発動並びに自衛隊派遣要請
4. 大船渡、赤崎出張所の設置並びに罹災者相談所の開設
5. 営林局署に対し住宅復旧用材の供給手配
6. 災害救助法に基づく救援物資の確保
7. 行政連絡員、公民館長、婦人会、青年団等による罹災地の民間協力組織の確立
8. 罹災者台帳の作製、並びに諸証明の発行
9. 関係機関との連絡業務
10. 流失及び拾得物の調査保管
11. 義捐金の受領配分
12. 災害応急予算の編成及執行
13. 罹災者収容所の設置

救援物資係 (税務課長、選管書記長：総務課、税務課、建設課、教育委員会、産業課)

分担業務：1. 救援物資の収納並びに配給

実施事項：

1. 災害救助法に基づく救援物資の調達、配給
2. 一般救援物資の受領、分類、配分
3. 救援物資配給機構の編成

配車係 (建設課長：建設課)

分担業務：1. 必要車輛の調達並びに配車

実施事項：1. 車輛使用計画の確認、2. 車輛の調達、3. 各係への配車

応援隊係 (会計課長：会計課)

分担業務：1. 応援隊の手配 2. 応援隊の配置

実施事項：1. 市内及び隣接市町村に対する応援隊の出動要請の手配
2. 応援隊の配置

広報食糧係 (商工統計課長：商工統計課)

分担業務：1. 広報伝達、2. 食糧の配給、3. 資金対策

実施事項：1. 広報本及び広報版による情報の周知
2. 災害資料の蒐集(主として写真撮影)
3. 主食の確保、配給 4. 副食の確保
5. 商工関係復興資金のあっせん 6. 炊き出しの要請、配給

衛生係 (保健課長：保健課)

分担業務：1. 防護 2. 医療 3. 遺体処理

実施事項：1. 防疫班の編成、罹災地の薬剤散布 2. 医療班の編成配置
3. 遺体の処理 4. 飲料水の消毒、供給
5. 戸別衛生指導の実施 6. 収容所の薬剤散布及び衛生指導
7. 応援医療班の誘導の配置

復興係 (消防司令：消防団)

分担業務：1. 罹災者救助 2. 遺体収容 3. 被災地の応急整理
4. 応援隊の統導 5. 自衛隊との連携

実施事項：1. 罹災者の救出 2. 遺体の捜査収容 3. 被災地の整理
4. 交通網の復旧 5. 自衛隊との連絡提携 6. 一般応援隊の作業統導

水道係 (水道課長：水道課)

分担業務：1. 給水対策

実施事項：1. 水道施設の復旧並びに給水

建設班（建設課長：建設課）

分担業務：1. 公共施設の復旧対策 2. 応急仮設住宅の建設
3. 住宅復興対策

実施事項：1. 公共施設の被害調査及び復旧工作
2. 応急仮設住宅の建設 3. 住宅金融公庫法による住宅資金のあっせん
4. 災害公営住宅の建設 5. 災害住宅修繕の指導

産業班（産業課長：産業課）

分担業務：1. 農地復旧対策 2. 水産施設復旧対策

実施事項：1. 農地被害調査 2. 水田苗の確保あっせん 3. 水産施設被害調査
4. 農林水産復興資金のあっせん 5. 資材の確保あっせん

学校対策係（教委庶務課長、同 教育課長：教育委員会）

分担業務：1. 罹災生徒対策 2. 被災学校復旧対策

実施事項：1. 罹災生徒の調査 2. 学用品の確保供給 3. 学校復旧工作

大船渡連絡所（評価員：固定資産評価員室、農業委員会）

分担業務：1. 罹災者相談 2. 苦情処理 3. 連絡調整

実施事項：1. 罹災者避難先の確認 2. 罹災者相談所の開設
3. 本部及び関係機関との連絡調整

赤崎連絡所（保健課長補佐：農業委員会、産業課、総務課）

分担業務：1. 罹災者避難先の確認 2. 罹災者相談所の開設

3. 本部及び関係機関との連絡相談 4. 救援物資の細部配分

3 緊急対策実施と問題点（大船渡災害誌, p. 87-104）

(1) 災害救助法発動の現況と問題点

当市に災害救助法が発動されたのは、24日午前11時30分であった。このときには、既に対策本部を設け、市職員が実際の救援活動に入っていたのであるが、予想以上の大災害のため適切且つ、迅速的業務処理が軌道に乗るまでには相当の時日を必要とした。

災害対策の基本は、適確的被害状況の調査把握に在り、市職員が調査地区を分担して調査にあたったのであるが、準備された調査用紙が僅かに200部に過ぎなく、緊急を要するため、調査内容を十分に理解しないまま調査にあたり、且つ、罹災者の避難先が不明のため、予期した調査の成果を得られぬまま、取敢ず県に対し第1報を入れ、急拠、簡易な調査用紙1,500枚を印刷して、25日に再調査の上、徹夜で調査を継続し、26日午前6時に至り、被害報告の第2報を入れることができたのである。

しかし、第2報の内容においても、調査の脱漏等、不備の点が多く、遂次これを補正してゆく方針のもとに、引続き調査を実施し、精度の高度化につとめ、第3報を27日、第4報を31日に夫々県対策第本部に報告したのであるが、この間における最終的誤差は、1割程であった。これ等報告に基く予算の内示額は次のとおりであった。

避難所設置費 20,196円、 炊出し食品給与額 961,600円、

被服・寝具・日用品費 2,304,162円、 学用品給与費 845,640円
埋葬費 106,000円、 輸送費 30,000円、 人夫賃 10,000円
計 4,267,598円

しかし31日の報告でさらに罹災者が増加したので、再び予算が配分され、被服寝具日用品費に3,017,598円が追加されて合計において7,245,196円となったのである。したがってこの範囲内で、更に購入計画が樹てられ、配分計画が樹てられたのであるが、何分にも現行の災害救助法に定める配分基準額が僅少のため、罹災者には到底満足な救助はできるわけはなかった。参考までにその基準を示すと次のとおりである。

全壊、流失者：1人～3,170円、2人～3,850円、3人～5,540円

半壊者：1人～1,050円、2人～1,230円、3人～1,390円

以上のように人員の割合で増加はされているが、全く僅少といわざるを得ない額であったのである。この配分計画の作成は、予算内示とともにはじめられたが、被害調査の不備が大きな支障となって思うように進捗しなかったのである。さらに事務の繁雑もさることながら、従事職員の絶対的不足は、作業員の交替を余儀なくせしめ、計画どおり作業の捗を望み得なかったのであるが、幸い隣接市町村職員の応援を得て比較的早期に作業を軌道にのせることができたのである。

その他、これらの災害初期における救助活動の立遅れを安全に挽回してくれたものは、市民の全面的な協力はもとより、他都市及び社会团体等広範囲にわたる救援によって食糧、衣料その他生活必需品が早期に確保できたことによるもので、この際特筆すべきことである。

以上の現況から、次のような問題点が指摘されよう。

- 1) 災害救助法発動の基本となる罹災調査に必要な調査カードは、予め大災害を想定して、何時でも使用できる体勢に準備保管することが必要である。
 - 2) 救助の迅速を期する罹災調査が速やかに且つ正確におこなわれる組織体勢と訓練が必要である。
 - 3) 平素から業界と協議して非常時における集荷対策並びに、物価安定と必需物資の確保を図ることが必要である。
 - 4) 現行災害救助法は、事務が非常に繁雑であるため、今回のような大災害にあたっては、法に基く救助を実施する迄に、長期の時日を必要とする。したがって事務の合理化によって救助の迅速且つ適正が期されるような措置が望ましい。
 - 5) 現在災害救助法による給付対象の拡大と、さらに給付限額の引上げが特に要望される。
 - 6) 罹災証明はすべての面にわたり基礎となり、罹災証明事務の適正且つ迅速な処理について検討する必要がある。したがってこの場合地区民組織の協力を得られる体勢が必要である。
 - 7) 災害時には自発的に炊出しをする好ましい習慣があるが、更に有機的な炊出しの体勢が望ましい。諸物資の配給について市民の全面的な協力が必要であるので協力体勢の確立が必要である。
 - 8) 災害時における隣接市町村との援助協定を締結し、一体的な救助態勢の確立が必要である。
-

(2) 救護の問題点

(A) 救助隊組織が確立していなかった。

災害救助法にもとづく災害救助隊の組織が確立されていなく、したがってこれに基づく訓練が積まれていなかった。

(B) 市職員が消防職員を兼任しているものが多く、これに出動する関係上今次の如き大災害時において人員が不足し、市の対策業務の遂行上支障が多い。

(C) 救助隊の編成に当っては、罹災職員等の出動が望まれないので、この点を計数に入れて編成すべきである。

(D) 大船渡町の場合は、連絡所の組織が弱体であった。

これは、中赤崎の場合とは反対に、地域の下部組織の協力が不十分であったことと、駐在職員が他町出身の職員が大多分のため、地域の実情に精通していなかったことによる。

(E) 対策本部の要員不足のため、一般業務に忙殺され、正確な記録をとることができず、その後の整理に支障を来した。

(F) 通信が杜絶しているため、連絡は、自転車、自動車を使用したがる、車輛不足のため長時間を要した。軽車輛の備え付けと、職員の使用訓練の必要がある。又無線機の備付が望まれる。

(G) 当初大船渡連絡所に市長が駐留したため、指揮連絡に一時的ではあるが混乱を生じた。

(H) 本部における首脳部が現地の実状が把握不十分のため、指揮命令が時宜を得ず、現地の救援活動に混乱を生じた場面があった。

(I) 広報活動が不十分であった。広報施設の整備と組織の確立が望まれる。

(J) 災害発生時における県よりの発現地派遣隊は強力な組織が必要であり、県の各出先機関を総宰し得ることが望ましい。

(3) 食料対策

災害発生により食糧事情の混乱は必至の状態であり、対策本部に食料係を設置し、これを県南米雑穀協同組合（以下、米協という）に設けた「食糧対策本部」に駐在せしめてその処理にあたった。

5月24日における4倉庫の食糧在庫は約9,000俵、大船渡市及び三陸村の約2ヶ月分の消費量であった。これ等玄米を収納してある倉庫が、津波の浸水区域内にあったのであるが、幸いにも、倉庫の構造が完全なため、日通倉庫の玄米164俵が被害を受けたに止まった。

米穀の配給にあたっては、1. 炊出米用、2. 避難民用、3. 一般消費用、の優先順位を決め、市は之に対する支払保証をするとともに配給切符を作成し配給を開始した。

米協では、その所有玄米466俵を精米するためには、電力が必要であり、その復旧には、東北電力大船渡営業所が全力を揚げてこれに従事した結果、24日夕刻には復旧が成り、作業員を倍増し徹夜で、操業を続け、又、25日には陸前高田市、高田町で精米した60kg入86俵を世田米経由で廻送し配給した。26日には米協の手持玄米は搗精完了し、且つ、配給をも終了したので、以後の分については政府米を払下げて充当したのである。

これ等の食糧を配給するルートは、被災地の小売店（配給所）は殆んど機能を失っており、

且つ、通信、交通とも杜絶しており、又、小売店手持の商品は浸水で用をなさなく、資金面も潤沢ではなかったため次の方法により配給措置を執った。

- 1) 炊出用、一般罹災者用は市において支払保証し、炊出用は必要量を、一般罹災者用は罹災者1人につき2kgの特配切符をもって行政連絡員を通じ交付、配給した。
- 2) 小売店(配給所)の経理は、米協直営とした。
- 3) 小売店の復旧促進のため米協では、助成措置をとり、且つ、借入金等の便宜を与え、小売店の主的機能の育成の手段を講じた。

以上の手段方法により、25日、26日は最も繁雑を極めたが、約1週間にして、これ等の機能が軌道に乗り、その後1カ月にして米協直営の配給を小売店に移し本来の配給ルートに復旧したのである。

炊出しについては、罹災をまぬがれた日頃市、立根、猪川、盛地区の婦人会、行政連絡員がこれにあたることとし、これに要する米、費用等については後日調整することとして直ちに実質業務に入った。がその他の地域からも自主的な炊出しが続けられ、大船渡町に対しては車輛でこれを運搬したが、赤崎地区への輸送については、交通杜絶のため、人背によりこれを運搬し、各罹災者に配分した。

これに要した米穀は、11,141kgである。

なお、副食の需給については、野菜は盛岡青果市場に、漁類太洋産業KKの手持分を割安に供給する等の手配をし物価の高騰を防止した。

(4) 飲料水対策

飲料水については、水道が全線にわたり断水し、地域の井戸が取水不可能となったため、差し当りこれ等の井戸水の使用を厳禁するとともに、大船渡地区の場合は農協より清水、番茶等を輸送した。また、気仙酒造株式会社より給水車2台と新沼信平商店より1台、計3台の協力を得て時間を制定し、給水を行うとともに、水道復旧により要所に共用栓を設置して給水につとめた。

又、赤崎地区においては、罹災地最寄の井戸3コを指定して給水を行うとともに、他の井戸水の使用は全面的に禁止し、大船渡地区同様、給水車をフルに使用し、時間給水を継続したのである。

その後、25日自衛隊衛生隊の到着により、浄水セット2基を生形地区に、1基を大船渡地区に設置し、午後3時頃よりこれによる給水が開始され、6月2日、水道復旧成るまで時間給水したのである。

(問題点)

- (A) 浄水セットの常備が必要であり、県において大型1基と、各保健所単位に小型1基の常設を考慮すべきである。小型の場合は、交通杜絶時においても搬入可能のものが望ましい。
- (B) 予め要所の井戸水を検査し、災害時における給水井戸の指定をしておく必要がある。

(5) 防疫対策

防疫に関する市の能力と動員体制は次の通りであった。

もともと市の機構では保健課が担当するのであった。専任の衛生係は3名で、これに保健課員の応援15名、その他盛高校生、消防団員1日平均50名の応援を得た。

のち、自衛隊青森第九衛生中隊野毛三等陸尉以下30名及び東京三宿駐屯部隊第301予防衛生中隊安保一等陸尉以下20名応援、大船渡保健所員10名がこれに合流した。

防疫に加えて、昆虫駆除の地域指定と代執行を行った。

災害後直ちに法16条の2による浸水地域の昆虫駆除の指定を受け、5月31日から6月3日まで実施した。

活動計画は次の通りで、現実にもほぼそれに応じて実施された。人員数は最多で137名、最小で20名であった。

(1) 検病調査班： 5月25日より6月4日まで。3ケ班

(2) 消毒班： 5月25日より5月27日まで。10ケ班

5月28日より5月30日まで。3ケ班

第九衛生中隊：5月26日より5月31日まで。4ケ班

第301予防衛生中隊：6月3日。3ケ班

(3) 昆虫駆除

第九衛生中隊 3ケ班、 第301予防衛生中隊：6月4日。3ケ班

一方、気仙郡医師会では、5月25日、次のチラシを配布し、また、保健所、市は同様のポスター等を掲示して防疫の徹底を期した。

災害地のみなさま

このたびの御罹災の方々には心から御見舞い申し上げますと共に力強く一日も早く御立ち上がりすることをお祈り致します。

× × ×

こうした災害の後には伝染病が多発するものでございます。この第二の災害からのがれるために次のことを励行いたしましょう。

1. 復旧作業が終わったら必ず消毒液や水道等の流水で手を洗いましょう。

1. 調理する前には是非とも手を洗って下さい。

1. なま水は、たとえ水道水でも絶対に飲まないで下さい。

1. 下痢や熱があったり、その他どこか体の具合のわるい時はすぐに医師に相談しましょう。

昭和35年5月24日

気仙郡医師会

赤崎小学校を除き各避難所は市の上水道水を供給、赤崎は給水車により6月2日まで供給、以後水道を利用した。便所応急仮設なし。

このような状況の下で発生した伝染病患者は、大船渡町7名（疑似症4名、真症3名）、赤崎町6名（保菌者2名、疑似症3名、真症1名）、計13名で、例年同時期の平均を下廻るものに止まった。

これは防疫業務の成果であると云えよう。

(問題点)

- (A) 機動力が不足し、連絡が不十分であった。
- (B) 検病戸々調査をするための人員が少なかった。
- (C) 薬剤撒布にあたり、自衛隊と応援者である高校生の出動時間に差があり、時間的に不経済の面があった。
- (D) 防疫班と、救護班の連絡がとりにくかった。

(6) 医療処置

a. 遺体処置

救助関係業務の遂行の主眼を、遺体収容と負傷者、発病者の応急治療の二点にしぼり、遺体収容には引潮後、消防団及び遺族の手に委ね、気仙病院、大船渡警察署及び市対策本部衛生係は主としてその処置にあたった。

収容遺体数と収容従事者数の経緯は次のとおりである。

5月24日	遺体数	41体	従事者	45名
5月25日		4		23
5月26日		2		14
6月1日		1		6
6月4日		1		6
6月5日		1		7
6月10日		2		8
計		52		110

遺体収容場所は、大船渡町西光寺とし、引取明瞭者は遺族に引渡し、盛、大船渡の両火葬場で茶毗に附した。

斯くして、行方不明1名を残して一応その搜索を打切つたが、6月下旬に至り、市消防団、大船渡分団員動を得て2日間の搜索を行ったのであるが、終に発見するに至らなかった。

b. 医療措置

傷病者の医療については、県立気仙病院長が中心となり業務の遂行を行うこととし、医師会がこれに協力、その体勢を確立した。病院長は災害発生するや、直ちに被災地を視察の上、医療班5ケ班を編成し業務に入った。

その後、日本赤十字、自衛隊、NHK、日本共産党等の医療班が到着、医療を開始し、軽い疾患はその場で治療し、重い傷病者は気仙病院に収容入院せしめた。

県立気仙病院救護班（開業医を含む）は、5月24日から30日までの6日間で、延べ人数で、患者358名、従事者は医師18名、看護婦60名、看護学院生徒72名、その他職員36名であった。

日赤救護班は、5月24日から6月1日までの10日間で、患者453名、医師10名、看護婦30名、その他職員10名であった。

自衛隊救護班は、5月27日から5月31日までの5日間で、患者361名、医師5名、自衛隊員20名、市職員9名であった。

日本共産党医療班は、5月27日から5月30日までの4日間で、患者160名、医師4名、看

護婦4名、その他職員4名であった。

NHK医療班は、6月1日から6月3日までの3日間で、患者168名、医師3名、看護婦6名、その他職員9名であった。

総計としては、患者1,500名に対し、医師40名、看護婦120名、看護学院生徒72名、その他職員68名、計300名で対応したこととなる。

次の様な4点が問題と感じられている。

(A) 医療救護班の統制機関について

医療救護については、一応気仙病院長が中心となってこれにあたったのであるが、その権限分野が明確でなかったため、他機関の医療班の合理的な配置等ができず、大船渡町のみ偏重した配置となった。

(B) 医療救護班設置について

大船渡町台ヶ丘保育園に開設した医療班は、災害地より離れ、高台のため、罹災者の利用に不便であった。

(C) カルテの引継ぎ等について

一つの医療班が引き揚げ、他の医療班と交替する場合、カルテの記入が不備のため、後任医療班がその措置に困惑した。

(D) 薬剤について

破傷風の薬剤及び酸素が欠乏した。

(7) 集団避難所

災害対策本部は、罹災者のうち、さしあたり住居のないものを收容するため、大船渡町に4カ所、赤崎町に1カ所の集団避難所を設置、被災世帯を收容した。

これ等收容世帯については、毛布、布団等を備え、これを貸与し、赤崎地区を除き、市の上水道より水を供給し、赤崎地区は、給水車により6月2日まで供給を続けるとともに、衛生、防疫に留意した。

また、斯かる災害時においては、とかく他に依存し勝ちな被災者の気風をいましめ、自立復興の気がまえを醸生するため、特に世帯数及び人員その避難数の多い、大船渡小学校及び赤崎小学校の2避難所は、自治運営とし、発生する諸問題の解決は、全てこれによって解決せしむるとともに、共同炊事により災害時には特に顕著になりがちな生活の格差をなくすことに努めた。

対策本部においては、大船渡小学校避難所に職員2名を常駐せしめ、これらの助言、育成と、全ての相談に当らしめた。

このようにして日時が経過するにしたがい逐次住所が確定、夫々避難所より撤去して行き、7月3日相前後して各避難所を閉鎖したのである。

(問題点)

(A) 避難所には小中学校の場合は屋内体育館をこれに充当したのであるが、災害生後約1カ月半、学校教育に支障を来した。

(B) 自治組織をもって運営したのであるが、避難所の出入が繁く、リーダーが変るため運営の円滑を欠いた。

- (C) 盗難に類するトラブルが多かった。
- (D) 対策本部の指揮系統が判然としないため、諸連絡の円滑を欠いた。
- (E) 救援物資の配給状況が世帯相互で比較されやすく、これによるトラブルが若干あった。
- (F) 学校給食施設が利用できたため、共同炊事の運営が成功した。
- (G) 共同炊事の結果、物資の重点的配給がなされた。

(8) じんあい汚物処理対策

じんあい及び汚物処理は、消防団、自衛隊が主体となり、これに他市町村の応援消防団、一般作業隊が加わり、これにあたった。

消防本部では5月24日4時37分天神山サイレンをもって団員の非常招集を行い、現場に行かせたのであるが、盛高校前まで襲来して来た津波の様相に、盛町が危険視され、一旦状況を判断の上災害状況現場に急行し、本部を大船渡町県南米協前に設置、赤崎地区は赤崎分団第二部が主体となり、赤崎漁協支所に設置し救援業務に入った。

消防活動の重点を人命救助に指向し、当初の目標を負傷者の救出、死体収容におき、その後は自衛隊及び他市町村消防団、一般作業隊とともに交通網杜絶の原因となっている路面に散積されている廃材、塵芥の運搬処理にあたった。

以下消防本部の記録に基き順を追って記述する。(注：以下、5頁ほど省略)

(5月24日より5月31日までの)第一次応急作業を一時打切ったのであるが、約一週間おいて6月7日より6月9日迄更に自衛隊の来市応援により第二次作業を、又6月10日より11日迄、第三次作業を実施し、6月11日をもって組織的救援作業を終止したのである。

(結果の反省)

人命救助、死体収容はじめ、塵芥、汚物の処理は、市消防団が自衛隊、一般応援隊、他市町村よりの応援消防団等とともに終始これにあたったのであるが、総体的にみて、これ等の業務が極めて順調に取り運ばれたのである。

これは、業務遂行の主体となった自衛隊と、市消防団の連絡がと非常に密接に行われ、相協調して、その措置が万全に取り行われたことに基因している。

又、他市町村並に市内一般の応援隊が、田植の時期にもかかわらず連日応援出動し、又被災者のうちでも、床上浸水の者も、25日から出動応援した結果等によるところが直接の原因であり、このような一体的な協調態勢が確立された間接的な原因は、自衛隊の誠意あふるる積極的な活動と、隊員一人一人の態度が極めて紳士的で、市民に感銘の念をいだかせたことであり、自衛隊各位に対し深甚なる謝意を表したい。

(9) 治安対策 (抜粋)

県機動隊1次応援派遣警察官の服装を水害時の経験等から、すべて出動服としたが、津波と水害現場の様相が異っており、出動服でなくとも警ら活動上は支障なく、この服装は、夜間活動においては、警察官たることが認識されがたく、被害当目である5月24日夜は、不眠不休のパトロールを実施したにもかかわらず、パトロール効果は相当減殺され適切と認めら

れなかったため、パトロール警察官全員白地に「警察」と黒書した腕章と同様票示した提灯を携行させてパトロール効果を高め民心の安定を図った。

(イ) 交通規制取締活動

- (a) 5月24日より同31日までの間、大船渡市内2ヶ所の2級国道(仙台～八戸線)の障害物撤去作業を推進するため迂廻路を設定し44名の警察官を配置して交通の円滑を期した。
- (b) 5月24日より同26日までの間陸前高田市内1ヶ所の2級国道(仙台～八戸線)の障害物撤去作業を推進するため迂廻路を設定し毎日8名の警察官を配置して交通の円滑を図った。
- (c) 5月24日より同31日までの間、大船渡市内十字路等18ヶ所に毎日1ヶ所2名づつ警察官を配置し、交通規制及び指導取締を実施したが、以後道路の復旧等に従い配置箇所人員を漸減しつつある。
- (d) 5月24日より6月1日までの間陸前高田市内9ヶ所に毎日1ヶ所2名づつ警察官を配置し、交通規制及び指導取締を実施したが、以後復旧作業の進捗に伴ない配置箇所人員を漸減しつつある。
- (e) この外、白パイ3台により大船渡市大船渡町～盛町間の取締を実施した。
- (f) 5月24日から、6月8日までの間に被災地で発生した交通事故は僅か2件に止っている。

(ウ) 行方不明者の捜索活動

行方不明者の救助捜索は地元消防団及び警備船「さんりく」と協力して連日活動を続けたが、5月24日は管内行方不明53人中救助されたものは1人もなく42遺体を発見収容

5月25日4遺体を発見収容

6月1日1遺体を発見収容

6月4日1遺体を発見収容

6月5日1遺体を発見収容

した結果、管内の行方不明者は4名を残すのみとなった。

(エ) 広報活動

被災直後の混乱に加え、被災翌日の25日夜から26日にかけて2度3度と報道されるチリ地震余波に伴う津波情報や流言蜚語のため、被災者は不安におののき警察に情報の真偽を問合せ者が多く、あるいは、行方不明の捜索状況をたずねる等、警察の情報に期待する住民の要望に応えるため、パトロールカーによる広報ビラ掲示等被災直後から積極的に広報活動を実施したが、その状況は次のとおりである。

(オ) 捜査、鑑識活動

津波被災特有の標流物横領事件の捜査を中心に内偵捜査を続けたが、この種犯罪の届出は1件もなく、5月24日から6月8日までの間に被災地において発生した犯罪は、自転車盗2件、倉庫荒し1件、傷害罪1件の計4件で、うち傷害罪は検挙している。

鑑識活動は、被災状況写真の撮影が活潑に行われた。

なお、死亡者はすべて地域住民であったため、身許不明者として取扱いの対象となった死体はなかった。

(カ) 防犯活動

防犯活動は一般犯罪の防止、特に被災地における暴利取締りに重点を指向して活動が行われたが、野菜類が一時4・5割日用品が5分程度値上りしたのみで、暴騰の傾向は現在までのところ認められず、また特別法犯の発生もなかった。

(キ) 困りごとの相談所の設置

被災住民の民心安定と便宜を図るため臨時に「困りごと相談所」を5月31日から6月2日まで被災地5ヶ所に設置し、1ヶ所毎に2～3名の警察官を配置して相談に応じ、好評を得たが、取扱った主な内容は次のとおりである。

- 避難者の問い合わせ40件
- 漂流物の発見届8件
- 遺失物届5件
- 被災状況について14件
- 交通関係について20件
- 自動車運転免許試験について7件

(ク) 被災者の財産保全活動(お手伝い活動)

第二段階警備活動の重点とした老人、寡婦家庭等に対するお手伝い活動は5月27日から5月31日までの間警察官延86名を動員し、激甚地、大船渡市大船渡町、茶屋前地区、新沼由吉外14世帯 同町台町地区、翁祖利外12世帯を対象に実施したが、この縁の下の力持的警察活動は被災者から広く好評を得た。この結果、交通事故及び見るべき事件の発生もなく、治安対策は成功を収めたと言えよう。

(10) 救援物資・義捐金対策について

(救援物資)

災害が発生するや、市内の罹災を免れた地域に対してとりあえず衣類の供出を勧奨し、これを避難所に運搬配分した。5月25日からは、全国各地より続々と救援物資が搬入されたのである。

これ等の搬入は、国鉄大船渡線、高田―大船渡間が不通のため、高田駅より国鉄トラックにより、又、鉄道復旧後は直接盛駅まで鉄道輸送された。

救援物資受配の態勢は、盛町浄願寺を集積地とし、対策本部の救援物資係20名と婦人会30名が連日これの処理にあたった。

各被災地における罹災者への配給は、当該地区の行政連絡員があたり、大船渡町の場合は、これに市職員1名づつを配置したが、その後配給業務が軌道に乗るにしがたい、逐次市職員を引揚げたのである。

赤崎町の場合は、一時連絡所に集積の上、各行政区毎に分類配給し、直接被災者への配給は行政連絡員があたった。

両地区ともこうして配給機構が軌道に乗るにしがたい、行政連絡員を中心とした罹災者の合議制をとり、配給の適正を期した。

一旦集積された救援物資は、市婦人団体連合協議会の方々の応援を求め、これを種類別、程度別に分類し、罹災程度による係数を基準として、大船渡町に対しては、各行政区単位に、赤崎、末崎町に対しては連絡所に一括送致したのである。

これ等全国各地から寄せられた救援物資の一つ一つには、暖かい同情と激励のまごころがこもったものであり、罹災者は終始、感謝、感激をもっておしいただいたのである。

特に、昨年伊勢湾台風の被災地からおくられた物資には、その苦しかった経験が込み出ており、衣類の中に収めてあった児童、生徒等の激励の手紙には、従事係員もしばし感涙にむせぶことが多々あったのである。

このような物資が日を経るにしたがって、その量を増し、6月中旬を最高とし、9月上旬

まで続けられた。

この間市婦連の方々が連日物資の区分のため奉仕されたこと、集積所を提供し、各般にわたり快よい便宜協力を惜しまなかった浄願寺の行為は特筆に価するものがある。

(問題点)

- (A) 被災者に対する直接配給は、当該地区行政連絡員があたったのであるが、行政連絡員が被災した場合が多く、災害対策本部職員がある期間これにあたらざるを得なく、本部の人員不足になやんだ。
- (B) 当初各個人の被災実態調査が適確でないため実情に合致せず、各物資の配給に支障を来たした。
- (C) 今回の経験からして、若し当市から他に救援物資等を送る場合は次の点を考慮すべきである。
 - (イ) 梱包はなるべく小さくし、最大炭俵程度とし、重量は15kg位に止めること。(容積の大きなもの、重量の大なるもの等は取扱に不便である)。
 - (ロ) 梱包には内容を明示した札をつけること。
 - (ハ) 衣料品は洗濯し、糊付け、アイロン等をほどこし、破損カ所は修復すること。
 - (ニ) 梱包の内容物は一旦消毒し、ナイロソ等で包み、湿気を防ぐ包装が必要である。

(義損金)

津波罹災者に対する義損金は、救援物資同様全国各地よりおくられ、その総額は29,463,677円に達しこれ以外に小中学校生徒を対象に指定して来た見舞金或はその他弔慰金は1,162,545円がある。

これら義損金は一旦、市会計課において出納し配分委員会の議を経て、全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水の被害程度により次の基準により3回にわたって配分した。

区分		第一回	第二回	第三回
世帯割		1,000円	1,000円	1,300円
人員割 (1人当)		100	200	500
被害割	全壊、流失	1,500	1,500	4,000
	半壊	1,000	1,000	3,000
	床上浸水	500	1,000	2,000
	床下浸水	500	0	0

以上の基準により第一回は3,135,800円、第二回4,151,910円、第三回9,216,200円、計16,503,910円を配分している。

義損金の総額は前述のとおり29,463,677円で、第三回までの計を差引いた残12,959,767円は第四回の配分金として目下計算中である(10月15日現在)。第四回の配分は最終回となるため、第一回より三回に至る間の不合理な点を検討し、総体的に均衡をとる意図のもとに、慎重な作業が進められている。

第3節 県の緊急対応

1 救援組織（大船渡災害誌, p. 43-49）

5月24日前4時50分、宮古消防署より（現在第4波津波来襲、目下消防署前まで海水浸水、被害不明）との電話連絡があり、直ちに総務部長、同次長、土木部長、同次長、同総務課長、道路都市課長、河港課長、厚生部長、同次長、福祉課長、消防課長等へ電話連絡を行って本部関係者を非常呼集し、厚生部長室に副知事を本部長とする災害救助隊本部を設置し、情報蒐集並びに対策を開始した。

総務厚生部（厚生部長、厚生部次長）

総務班（福祉課全員）

- 分担業務
1. 各部、各支庁分隊との連絡調整、
 2. 中央、地方協議会、厚生省、他県自衛隊等の連絡
 3. 緊急救助の予算編成、県庁各部局との連絡調整
 4. 現地指導所及び東京事務所開設準備
 5. 公用令書の発行

- 実施事項
1. 災害本部の設置、
 2. 総合指導班の編成派遣、
 3. 災害救助法の適用
 4. 罹災者、住宅等被害状況

救助班（福祉課長：福祉課全員）

- 分担業務
1. 救助資金の措置について関係機関との連絡
 2. 法による救助物資、資金の企画調整
 3. 法による扶助金、実費弁償の支払い
 4. 義捐金、見舞金品の管理

- 実施事項
1. 被服、寝具、その他生活必需品を調達急送。応急仮設住宅の建築、住宅の応急修理について建築課に施行依頼。学用品等手配。
 2. 義捐金の受付並びに配分。

消防部（厚生部長、消防課長）

総務班（消防課員）

- 分担業務
1. 市町村消防との連絡
 2. 消防情報の蒐集
 3. 他部及び支隊との連絡
 4. 関係機関との連絡
 5. 水防団との連絡
 6. 警察との相互応援協定

- 実施事項
- 上記業務に加えて
1. 災害情報を救助隊本部に連絡
 2. 津波来襲前の警報伝達状況調査

指導班（消防課員）

- 分担業務
1. 消防団に対する指導連絡
 2. 消防施設保全指導
 3. 消防機械器具の整備
 4. 消防団の出動指示
 5. 死体の捜索及び運搬
 6. 消防機械工場との連絡

- 実施事項
1. 被災地消防団の作業指導のため、消防課長、教養係長を派遣

2. 3町村消防団に対し応援出動方手配
3. 浸水ポンプの応急修理を互光商會に連絡
4. 死体捜索業務指示

衛生部（厚生部長、厚生部次長、衛生課長）

総務班（衛生課員）

- 分担業務 1. 各班との連絡 2. 情報の蒐集交換報告 3. 一般庶務
 実施事項 上記と同じ

防疫班（衛生課員）

- 分担業務 1. 防疫計画の策定指導 2. 防疫班の派遣指導
 3. 集団応急収容施設の防疫指導
 実施事項 1. 総合指導班4ヶ班に各1名ずつの防疫指導員を配置し状況把握並びに出先機関の業務推進に当たさせた。
 2. 他地区保健所員を急派し、防疫作業を行わせた。
 3. 伝染病予防法に基づく鼠族昆虫駆除地域に指定し駆除作業を行わせた。

清掃班（衛生課員）

- 分担業務 1. 市町村の清掃作業指導
 実施事項 1. 被災地に対し、バキュームカーのべ193台、トラックのべ83台、人員1,232人をもってゴミ処理及び尿尿吸収を行った。

医療班（医療局員）

- 分担業務 1. 救護計画の策定 2. 救護班の編成指示運営
 3. 現地救護所及び助産所の設置並びに運営指導
 実施事項 1. 災害発生と同時に日赤支部、国立盛岡療養所及び医療局に対し救護班派遣を要請、19班89名を派遣、取扱い患者数1,116名。
 2. 県立気仙病院の要請により、血清急送。

給水班（衛生課員）

- 分担業務 1. 応急飲料水の消毒指導及び給水車 濾水機の派遣
 2. 被災水道の修理復旧指導並びに応急修理用資材の確保
 実施事項 1. 大船渡上水道配水管流失部分復旧工事
 2. 陸前高田簡易水道配水管復旧工事
 3. 山田町上水道揚水ポンプの復旧
 4. 宮古市上水道配水管破損修理
 5. 給水は自衛隊の給水車で行う

衛生材料班（衛生課員）

- 分担業務 1. 医薬品及び衛生材料、防疫資材乳製品の確保輸送並びに保管管理
 実施事項 1. 県内における防疫資材の在庫等を調査把握
 2. 大船渡、釜石、大槌に対しミケゾール518kg、石灰500袋を急送し、なお、現地よりサラシ粉、DDT等を調達使用した。

以上の他、食糧部、労務物資部、土木建築部、協力部、海上公安部、電力部、鉄道運輸部、通信部、海上運輸部などを設置し、対応した。

2 災害救援隊の活動状況（大船渡災害誌, p. 49-50）

(1) 災害発生時の状況並びに措置

5月24日午前3時に、大槌町に於て、消防団員が潮流の激変により津波を予想したのが一番早く、その連絡により昭和8年の津波の経験からして同町では、午前3時40分、町長が津波警報を発令している。

その他の被害地では、大槌町が警報を発令した時刻頃に潮流の異常を発見し、午前4時頃に警報を発令している。この時刻は津波第1波が来襲した時刻で、発見者は消防団員や出漁準備又は帰港の漁船員等である。被害を受けた津波は第2波で、各地とも午前4時20～30分頃であった模様である。

各地とも地震を伴わない津波のため、半信半疑の住民が多かったらしく、又前例、経験、予想を超えた津波形態であったため、住民の混乱は特に甚だしかったようである。多数の人的被害を受けた大船渡市では、経験等より安全地帯として都市計画により急速に発展した市街地が被害を受けた。ここには移住者等が多く、又津波訓練等にも安全地帯であるとの安易な考えから比較的消極的であり、従って警報も確認出来なかったため、多数の人命被害となったものと考えられる。

一般的に今回の津波は湾口より湾奥に被害が大きかった。波高は各地とも第1波が午前4時頃1m～2m位で大潮程度のものであったらしく、その後直ちに（午前4時10分頃）引潮が5～6m位あって湾内の海底が露出され、続いて第2波が午前4時20分頃5～6m位襲来し、引続き第3波が午前4時30分頃4～5m位となり、順次波高が低くなった。

各地とも潮流の異常ならび第1波による高潮あるいはその後の引潮により、市町村長が警報を出しているが、住民は前例のない形態の津波を予想出来ず混乱したらしい。その後直ちに各地とも災害救助態勢に入りはしたが、通信網の途絶のため県本部との連絡に苦慮している。警察電話の利用（陸前高田市）東北電力専用電話（大船渡市）等の協力のもとに連絡に成功しているところもあるが、協力を得られなかった支隊（気仙福祉）もあったようである。

こうして連絡をとる一方、災害状況の調査に力を注いだことは各地とも同様であるが、被害状況調査は、各部夫々区々に行ったので（釜石市）各部の集計が合わなかったり、被害者が何処へ行ったか判らなくて何度も出向いたり（大船渡市）して苦勞している。

又、早くも同日中に臨時議会又は全員協議会を招集し、臨時災害費の支出並復旧復興対策の協議を行った町村もあった。

県福祉事務所においては直ちに現地に赴き、現地指揮をなし、各部の活動を円滑ならしめている。

各部がその分担業務を遂行しているところが多い反面、電力、陸上、海上、鉄道、運輸、通信部等が名目上の部に止まり、何等災害救助隊としての活動がなされないところ（下閉伊、福祉）もあったようである。

協力を要請しても意の如くならなかったところとして、通信部（陸前高田市）、技術部、経済部（上閉伊福祉）等があった。

(2) 今後における活動上の参考事項

1) 組織機構について

- ア. 県福祉事務所と市福祉事務所との関係は、単なる協力か又は指導的立場で全面協力か（気仙福祉、上閉伊福祉）。
また、支隊編成上は全然別個のものであるが、災害救助法は知事の権限で行うという事を充分市の関係者に認識せしめ、県福祉事務所の指示指導に従うようにして欲しい（上閉伊福祉）。
- イ. 活用計画上は各部に分かれているが、衛生部、土木建築部以外は、福祉事務所職員が当ることとなり、電力、陸上、海上、鉄道、運輸、通信部は夫々関係機関が当っており、単に名目上の部にすぎない（下閉伊福祉）。
- ウ. 災害発生と同時に通信網が混乱し又は杜絶するので、その確保について事前に検討の上、あらかじめ計画準備をしておく必要がある（気仙福祉上閉伊福祉、陸前高田市）。特に警察無線を有効に利用できるような措置できないか（気仙福祉）。又機動力を災害発生と同時に配置して欲しい（上閉伊福祉）。
- エ. 救援物資の調弁は、災害実態を把握のうえ、県か現地かの何れか一方に於て調弁することが物資配分計画上望ましい（下閉伊福祉）。又、救助費予算は直接支隊に支出委任することにより事務処理に迅速を期することが出来るのではないか（気仙福祉）。
- オ. 重要事項の指示、伝達等の連絡伝達責任者の氏名を明確にし報告すると共に、その者は出来る限り席をはなれないような組織とすること（陸前高田市）。
- カ. 各部が夫々の立場で罹災者の調査を行ったが、これが一本化が必要である（釜石市）。

2) その他

- ア. 系統機関からの警報がなく、住民の混乱を招いたが、やはり警報は系統的機関から速やかに出してもらいたい（釜石市大槌町）。
 - イ. 警報伝達方法について再検討を要すると共に、住民への周知徹底を図ることが必要である（大船渡市）。
 - ウ. 法の内容を知らしめ、或は再確認の意味で、年1回は必ず災害救助事務担当者を招集して事務打合をして欲しい（陸前高田市）。
-

3 災害応急救助の実施状況

(1) 自衛隊の派遣状況

5月24日被災各地の情報に基き自衛隊の出動を要請することに決定、ただちに知事より陸上自衛隊岩手地方連絡部長経由岩手駐とん地司令に対し、各被災地に自衛隊の派遣を要請した。

以後の分を含めた出勤状況は次のとおりである。

- イ. 大船渡市 派遣延人員5,493人 応急復旧並に防疫作業

- 岩手駐とん部隊（予防衛生隊を含む）
- ロ. 陸前高田市 派遣延人員1,625人 応急復旧並に防疫作業
岩手駐とん部隊（予防衛生隊を含む）
- 陸前高田市 派遣延人員19,570人 防潮堤復旧作業 青森第9混成団
- ハ. 大槌町 派遣延人員937人 応急復旧並に防疫作業
岩手駐とん部隊（予防衛生隊を含む）
- 二. 山田町 派遣延人員2,036人 応急復旧並に防疫作業
岩手駐とん部隊（予防衛生隊を含む）
- ホ. 宮古市 派遣延人員345人 応急復旧並に防疫作業
岩手駐とん部隊（防衛生隊を含む）
- へ. 釜石市 派遣延人員250人 応急復旧並に防疫作業
岩手駐とん部隊（予防衛生隊を含む）

計 30,356人

以上のほか、被災地用支援苗輸送、児童用教科書輸送等のためにも要請した。

（大船渡災害誌, p. 44）

（2）収容施設等の供与

避難所の設置、応急仮設住宅の建設、炊き出しなどによる食品の供与、生活必需品の給与は以下の通りであった。

ア. 避難所

釜石市	5カ所	5月24日から5月26日まで3日間	延べ758人
宮古市	4カ所	5月24日から6月2日まで10日間	延べ2,317人
大船渡市	4カ所	5月24日から6月2日まで10日間	延べ4,480人
陸前高田市	9カ所	5月24日から6月2日まで10日間	延べ2,991人
大槌町	6カ所	5月24日から5月27日まで4日間	延べ24,575人
山田町	4カ所	5月24日から6月2日まで10日間	延べ2,529人

以上、延べ総人数37,654人を収容した費用は、121,537円であった。

イ. 応急仮設住宅

釜石市	全壊流失28戸に対して設置ゼロ戸
宮古市	全壊流失112戸に対して設置33戸、1戸当たり単価86,654円
大船渡市	全壊流失432戸に対して設置115戸、1戸当たり単価99,540円
陸前高田市	全壊流失161戸に対して設置45戸、1戸当たり単価99,540円
大槌町	全壊流失82戸に対して設置35戸、1戸当たり単価89,499円
山田町	全壊流失127戸に対して設置43戸、1戸当たり単価89,499円

設置総戸数271戸、金額25,766,477円を使用した。

ウ. 炊き出しその他による食品の給与

釜石市	1日間延べ758人へ給与。1人1日当たり単価46.42円
宮古市	6日間延べ2,259人へ給与。1人1日当たり単価49.96円
大船渡市	6日間延べ19,032人へ給与。1人1日当たり単価49.98円
陸前高田市	3日間延べ7,163人へ給与。1人1日当たり単価49.96円
大槌町	4日間延べ19,630人へ給与。1人1日当たり単価35.95円

山田町 6日間延べ14,464人へ給与。1人1日当たり単価49.99円

以上により、実人員24,419人延べ67,926人に対し、総額3,117,077円で食品等の給与を行った。

エ. 被服寝具その他生活必需品の給与

釜石市、宮古市、大槌町、陸前高田市、大槌町、山田町の全壊(492戸)流失(526戸)、及び半壊(1,261戸)床上浸水(2,607戸)世帯に、毛布外の物品113,556品を給与した。総額は15,141,339円であった。

オ. 住宅の応急修理

釜石市 半壊25戸中 修理ゼロ戸、 宮古市 半壊70戸中 修理19戸
大船渡市 半壊567戸中 修理150戸、 陸前高田市 半壊143戸中 修理35戸
大槌町 半壊187戸中 修理58戸、 山田町 半壊210戸中 修理42戸
総半壊戸数1,202戸中修理戸数304戸、いずれも1戸当たり経費19,940円とし、総金額6,061,760円であった。

カ. 学用品・教科書の給与

ノート他の学用品は、小学生3,180人、中学生1,386人に対し、総計49,930点、総額582,790円分を給与した。

教科書は小学生2,041人、中学生1,015人に対し、総計20,971冊、金額にして1,391,206円分を給与した。
(大船渡災害誌, p. 51-52)

4 義捐金品の受付並びに配分

(1) 義捐金の受付と配分

県扱い10,854,578円、日赤扱い11,267,786円、岩手日報・ラジオ岩手扱い6,003,899円、社協・共募NHK扱い6,472,933円、総額33,599,196円であった。

このうち県6団体扱い分の配分は、

陸前高田市3,950,000円、大船渡市11,540,000円、釜石市2,460,000円、
宮古市2,650,000円、久慈市60,000円、大槌町4,080,000円、
山田町5,700,000円、種市町30,000円、野田村150,000円、
総計30,620,000円であった。

(2) 義捐品の配分

県6団体受付けは、衣料20,455梱、食糧2,098梱、医薬品207梱、その他1,309梱、総計24,069梱に達した。これを

陸前高田市	衣料2,872	食糧271	医薬品33	その他166	計3,342
大船渡市	衣料6,812	食糧716	医薬品84	その他465	計8,077
釜石市	衣料1,532	食糧186	医薬品17	その他117	計1,882
宮古市	衣料1,916	食糧192	医薬品18	その他114	計2,240
久慈市	衣料 42	食糧 4	医薬品 1	その他 0	計 47

大槌町	衣料2,956	食糧293	医薬品23	その他193	計3,465
山田町	衣料4,163	食糧431	医薬品29	その他252	計4,875
種市町	衣料 22	食糧 2	医薬品 1	その他 0	計 25
野田村	衣料 110	食糧 3	医薬品 1	その他 2	計 116

のように配分した。

第4節 国の対応

1 対応の経過（大船渡災害誌, p. 121）

1. 経過

5月24日払暁のチリ地震津波による被害県は北は北海道から東北の三陸海岸、関東、東海、近畿、四国、九州の太平洋岸の1道、15県に及んだ。

わが東北は、青森、一岩手、宮城、福島 of 四県が被害をうけ、これがため災害救助法の適用をうけた市町村は東北では下記の18市町村である。

青森県 八戸市

岩手県 宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

宮城県 唐桑町、気仙沼市、志津川町、歌津町、雄勝町、女川町、石巻市、牡鹿町、鳴瀬町、塩釜市、七ヶ浜町

なお、福島県は磐城市(小名浜)が被害地であったが、災害救助法は施行されていない。

6月14日現在、全国知事会事務局で集めた資料によれば、これら1道15県の津波被害総額(鉄道、電気、通信などを除く)は約439億円で、東北4県の被害は359億4千万円で全国の被害総額の半数以上を占めている。

その内訳は	青森県	4,903,453千円
	岩手県	9,538,357千円
	宮城県	11,393,621千円
	福島県	105,324千円
	合計	25,941,755千円

2. 対策

津波被害の報伝わるや、政府、与党ともに、これが対策を講ずることとなった。

- 5月26日、政府は総理府に「津波災害対策本部」を設置し、本部長に官房長官 本部長員に関係各省事務次官を配して、直ちに第1回会議を開催、これと同時に関係各省も、これが対策を講ずるためそれぞれの被害地に担当官を派遣した。

一方、福田農相、渡辺厚相、榑橋運輸相、村上建設相らの現地視察、これと同時に、衆議院からも農林水産委員を現地に派遣した。なお被害県も、それぞれ「津波対策本部」を設置した。

2. 自民党も政府の対策本部と相呼応して、党内に「津波対策本部」を設け、本部長に副総裁、部員に政調会役員を配し、対策を協議するとともに、現地に政調会役員を派遣した。

6月2日、党災害本部会議をひらき、本部長以下福田、楢橋両相、関係省被害県議会代表ら参集して各省よりの報告、対策案をきき、最後に「各省より災害対策大綱の提示を求めた上、周東小委員良を中心としてこれをまとめて、特別立法として衆議院に上程する」ことを決定した。

なおこれに先だち、5月30日の党7役会議においても、「伊勢湾台風に準ずる特別立法」を講ずることに決定した。
 3. 自民党東北開発特別委員会は5月31日対策協議会を開催、出席者は被害4県選出委員、関係各省担当官及び4県議会代表者参集し、各省より現状報告、対策方針を聴き、右に対して意見の開陳あり、結局において特別立法の必要を認めて、これが推進をすることにした。
 4. 6月6日災害の1道15県の緊急知事、議長合同会議開催「伊勢湾台風に準ずる特別立法」の措置を講ずるよう政府に要望す。

6月9日各省事務次官会議で特別立法8法案を内定す。
 5. 6月15日「チリ地震津波」に対する8法案を衆議院に上程。

6月17日、衆議院本会議においてこれが可決を見、同日参議院に送付する。
6月20日、参議院本会議において8法案は可決成立した。なお「被害市町村職員の共済見地金の特例」は未決定のままとなった。
-

2 各省のチリ地震津波災害対策

(1) 自治庁

チリ地震津波災害対策について(35.6.3 自治庁)

1. 現在まで採った措置

地方交付税の繰上交付

6月2日著しい被害を受けた市町村で災害救助法の発動されたものに対し、地方交付税法に定める普通交付税の交付時期にかかわらず応急の資金措置として9月以降において交付すべき地方交付税額の一部を繰り上げて交付した。

繰り上げ交付の対象団体数は31市町村で、交付総額は289,067千円である。

2. 今後の措置として検討中のもの

地方債の特別措置

下記の場合においては、地方財政法の規定にかかわらず地方債の発行を認めるものとし、所要の立法措置を講ずること。

- (1) 地方税、使用料、手数料その他の徴収金の減免によって生ずる財政収人の不足を補う場合

- (2) 災害救助対策、伝染病予防対策その他これらに類する災害対策に通常要する費用の財源する場合。(大船渡災害誌, p. 122)
-

(2) 農林省

チリ地震津波農林水産関係災害対策案(35.6.4 農林省)

第1 特別措置を検討中の対策

1. 共同利用小型漁船の建造に関する特別措置

被害激基地における漁業協同組合の共同利用小型漁船の建造費につき伊勢湾台風の場合の例に準じ次により補助を行う。

- (1) 小型漁船（無動力漁船及び5トン以下の動力漁船）の被害の著しい道県が、組合の共同利用小型漁船建造費について（4）の補助率を下らない比率で補助する場合、当該道県に対し、その補助に要する経費（道県が（4）の率をこえる率による補助をする場合は、そのこえる部分の経費を除く。）の全額を補助する。

- (2) （省略）

- (3) 補助対象経費

前記（2）の組合が、被害組会員の用に供するため一定トン数の漁船（原則として無動力または3トン以下の動力船）を被害小型漁船3隻につき1隻の割合の範囲内で建造するのに必要な経費とする。

ただし、特別な場合においては被害小型漁船1隻につき1隻の割合の範囲内で建造するのに必要な経費とすることができる。

- (4) 補助率

前記（3）に規定する経費の8割とする。

ただし、前記（3）のただし書の場合は3割とする。

2. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法の特例を設ける特別措置

被害激基地における農林水産業共同利用施設及び中小企業者の真珠等の養殖施設の復旧について伊勢湾台風の場合の例に準じ暫定法の特例を設けるための立法措置を講じ、次により補助を行なう。

- (1) 共同利用施設

被害激基地域内のものについては1カ所の災害復旧事業費3万円以上のものに対し、補助率9割、その他の被害地域のものについては1カ所の災害復旧事業費10万円以上のものに対し、補助率5割

- (2) かき、真珠または真珠貝の養殖施設

被害激甚地域のかき、真珠または真珠貝の養殖施設の災害復旧事業で1経営体あたり事業費が3万円以上のものにつき、県が9割を下らない率による補助をする場合その補助に要する経費（県が9割こえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の経費を除く）その全額を補助する。

3. 天災融資法の改正

天災融資法を改正し、伊勢湾台風の場合の例に準じ、漁船の取得、真珠、かき等の養殖に必要な経営資金の貸付限度を引上げ、真珠、またはかきの養殖に必要な資金として貸し付け

られる場合は50万円、その他の漁業経営に必要な資金として貸し付けられる場合は20万円とする。

第2 助成措置

1. 農林水産施設災害復旧事業

- (1) 農林水産施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置法によるもの
 - (イ) 農地及び農業用施設の災害復旧事業
 - (ロ) 共同利用施設の災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - (イ) 漁港の災害復旧事業
 - (ロ) 農地の海岸施設災害復旧事業
 - (ハ) 治山施設(海岸砂防施設)の災害復旧事業
- (3) 除塩、農地の小規模災害復旧(農地上の雑物除去を含む)を内容とする耕地整備事業

2. その他

- (1) 種苗確保事業
- (2) 家畜伝染病予防のための防疫事業

3. 災害復旧資金の融通

- (イ) 天災融資法を速かに発動し、被害農林漁業者の経営資金及び事業資金の融通を行なう。
- (ロ) 農林漁業金融公庫より災害復旧のための資金の融通を行ない、主務大臣指定復旧資金については、伊勢湾台風の場合の例に準じ、対象施設、種目追加、金利等についての特例措置を検討するとともに実情に応じ既往貸出金につき条件の緩和を行なう。

なお、水産加工施設等の関連企業融資については、中小企業金融公庫等の資金の活用を図る。

- (ハ) 被害の実情に応じ必要ある場合には、自作農維持創設資金の融資を行う。

(以下省略)

(大船渡災害誌, p. 122-123)

(3) 建設省

現行法による措置を特別立法により修正補強した。以下にその修正部分を [] で付記して示す。

チリ地震津波災害対策 35.6.4 建設省

1. 公共土木施設関係

(1) 公共土木施設災害復旧事業災害復旧事業費が標準税収入の1/2までの額につき2/3、標準税収入の1/2をこえ2倍に達するまでの額につき3/4、標準税収入の2倍をこえる額につき4/4を国庫が負担する。

(北海道については、上記により算定した国庫負担金が4/5未満のときは4/5を国庫負担金とする)

連年災害の場合は、災害復旧事業が標準税収入の1/2までの額につき3/4、標準税収入の1/2をこえ標準税収入に達するまでの額につき3/4、標準税収入をこえる額につき4/4を国庫が負担する。

[特別立法による措置

被害激甚市町村について伊勢湾台風等災害の例に準じ、災害復旧事業費が、標準税収入の1/2までの額につき8/10、標準税収入の1/2をこえ標準税収入に達するまでの額につき9/10、標準税収入をこえたる額につき10/10を国庫が負担する。]

(2) 海岸、河川堤防の親切、改良事業、災害関連事業として行う場合は、国庫負担または補助金1/2(北海道については6/10)

[特別立法による措置

被害激甚地域においては、津波対策事業として再度災害を防止するため災害復旧事業とあわせ行うことが適当な新設、改良事業を行ない、国庫負担または補助率を2/3(北海道については8/10)に引き上げる。なお、海岸、河川、漁港港湾等の諸事業を総合的に調整して、津波対策事業を計画するため、関係者による津波対策協議会を設置する。

伊勢湾台風等災害の例に準じ、起債の特例に関する特別立法を行う。]

2. 住宅関連

(1) 災害公営住宅の建設

滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため地方公共団体が建設する第2種公営住宅の建設費の2/3を国庫が補助する。補助対象は、滅失個数の3割以内。

[特別立法による措置

被害激甚地については、補助率2/3を3/4に引き上げ、補助対象も滅失個数の3割以内を5割以内に引き上げる。]

(2) 住宅金融公庫の融資 (3) 罹災都市借地借家臨時処理法の適用

(4) 災害危険区域の指定 (5) 建築基準法上の制限の緩和

(6) 住宅金融公庫の宅地造成事業に対する融資

3. 都市関係

(1) 災害復興土地地区画整理事業

(2) 防火建築帯の指定 (大船渡災害誌, p. 123-124)

(4) 厚生省

チリ地震津波災害対策について 厚生省

1 特別立法の検討を要するもの

(1) 公衆衛生の保持に関する特別措置法

(イ) 防疫業務に要する費用についての国の負担率の引上げ

市町村支弁のものについては現行市町村1/3、府県穂、国1/3の負担を市町村0、都道府県1/3、国2/3とする。

府県支弁のものについては現行は府県1/2、国1/2の負担を府県1/3、国3/4とする。

このために要する費用事業費……2県24,027,000円

補助額14,074,000円(予備費)

(ロ) 伝染病院、隔離病舎の復旧費の国の負担率の引上げ

現行は市町村1/3、府県1/3、国1/3の負担を、市町村1/6、府県1/6、国4/6とする。

このために要する費用……被害額2カ所570,000円

補助額380,000円(予備費)

(ハ) 水道の復旧費の国の補助率の引上げ

現行は簡易水道の新設につき国1/4の補助率を復旧につき国1/2にすると共に上水道の復旧につき国1/2の補助を新たに認める。

このために要する費用……被害費10市町村18,455,000円

補助額9,227,000円(予備費)

(二) 汚染処理等に関する国の補助

汚染の処理及び清掃施設の整備につき新たに国2/3～1/2の補助を行なう。

このために要する費用……被害汚物16市町村11,075,000円

施設4市町村3,102,000円

補助額8,686,000円(予備費)

(2) 災害救助費に関する特別措置法

府県の支出した費用が普通税収入見込額の2/1000を超える部分につき国が負担するものを1/1000を超える部分について負担することとする。

このために要する費用……救助費5県164,217,000円

補助額100,611,000円(既定予算)

(備考) 今回の災害について特別立法措置を行なう場合は今後の災害についても同様の措置をすべきであるので恒久立法の必要を考慮すべきである。

2 行政措置等によるもの

(1) 世帯更生資金の貸付についての補助率の引上げ

現行は府県1/3、国2/3を、府県1/4、国3/4に補助率を引き上げる。

このために要する費用 貸付枠 34,780,000円

補助額 26,085,000円(既定予算)1

(2) 母子福祉資金の貸付金の枠の増大

羅災母子世帯に対する貸付金の枠を追加交付する。

このために要する費用 貸付枠 2,600,000円

補助額 1,730,000円(既定予算)

(3) 引揚者国債遺族国債の買上償還及び担保貸付

このために要する費用 20,000,000円(既定予算)

(4) 私的医療機関の復旧のための融資

被害的医療機関に対する長期低利の融資を中小企業金融公庫に依頼して行なう。

融資所要見込額 150,000,000円(既定予算)

(5) 国民健康保険の保険者に対する財政補助

災害地保険者に対し保険料及び一部負担金の減免額の8/10を補助する。

このため要する費用

減免額6市町村 9,642,000円

補助額 7,713,000円(既定予算)

(6) 国民健康保険施設の復旧

このために要する費用 被害額4カ所 19,500,000円

補助額 6,500,000円(予備費)

(7) 精神病院施設の復旧

このために要する費用 一被害額 1カ所 7,000,000円
補助額 3,500,000円(予備費)

3 特別措置法行政措置等による所要経費見込

被害額等		414,968,000円
特別立法関係	既定予算	100,611,000円
	予備費	32,367,000円
行政措置関係	既定予算(補助)	55,528,000円
	既定予算(融資)	150,000,000円
	予備費	10,000,000円
所要経費	計	348,506,000円

4 その他

1・2の他、大臣の現地視察係官の現地派遣指導、C・A・C物資等の援護物資の急送、国立病院、日赤等による医療班の派遣、罹災保険医療機関に対する診療費の推計支払、船舶所有者に対する延滞金の減免等の措置を採った。(大船渡災害誌, p. 124-125)

(5) 中小企業庁

チリ地震津波災害による被害中小企業者に対する金融措置の概要(企庁金一35-7号 昭和35年6月3日 中小企業庁)

(一) 災害融資についての特別の適用措置

(1) 中小企業金融公庫、国民金融公庫および商工組合中央金庫の災害融資についての次の要件により年6分5厘の特別率の適用を行なう。

(イ) 適用対象 災害救助法の発動地域に事業場を有する中小企業者であつて、全壊、半壊、流失、床上浸水、その他これに準ずる甚大な被害を受けた中小企業者

(ロ) 適用対象額 上記の対象に対して事業の再建に必要な資金として昭和36年3月末までに貸し出された三機関の融資額のうち100万円までの額(組合の協同施設については300万円)

(ハ) 適用期間 貸付の日から3カ年間に限るものとする。

(2) 中小企業金融公庫および国民金融公庫の行なう特利適用措置は閣議決定により、両公庫の負担において実施するものとする。

(3) 商工組合中央金庫の行なう特利適用措置については、政府において通常貸付利率との差額に相当する額を利子補給するものとし、これがため、所要の立法措置および、予算措置を行なうものとする。

(注) 同金庫の行なう災害融資総額ならびにこのうち利子補給の適用融資額および利子補給に必要な経費の必要予算額はそれぞれ次のとおりである。

(イ) 災害融資見込総額877億円(5月31日現在の中間集計による見込額)

(ロ) 特利適用対象融資の合計額6億円

(ハ) 利子補給に必要な経費予算の必要額 40百万円(3年間所要合計額)

(二) 災害地信用保証協会に対する貸付金の増額措置

災害地信用保証協会の災害融資に対する保証引受の増加に必要な原資としてこれらの協

会に対する中小企業信用保険公庫の貸付金の特別貸付を行なう。(行政措置)

(大船渡災害誌, p. 125-126)

(6) 運輸省

チリ地震津波対策 運輸省 昭35.6.4

(一) 立法措置

港湾関係公共土木施設災害の早期復旧ならびに再度災害の防止については次の立法措置を行なう。

(イ) 昭和35年チリ地震津波により災害を受けた公共土木施設の災害復旧に関する特別措置法

(要旨) 昭和34年7月、8月及び9月の災害についてとった国の負担率の引上げに関する特別措置と同様の措置をとるべく公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の特例を定めること。

[別紙要綱参照]

全体事業費 383,500千円

内国庫負担分 307,000千円

(ロ) 昭和35年チリ地震津波により災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

(要旨) チリ地震津波により著しい災害を受けた海岸、河川及びこれらに接続する海岸河川について異常な津波災害を防止するため必要な施設の新設または改良に関する事業について国は3分2(特定の地域においては10分の8)の負担をするものとする。 (別紙要綱参照)

全体事業費 3,588,000千円

内国庫負担分 2,412,000千円

(二) 行政措置(予算措置を要するもの)

今回の遠距離津波現象の経験にかんがみ、気象業務組織の整備強化と津波研究の強化をはかる。

(1) 津波予報組織の強化

津波警報の有効かつ迅速な発令体制、を整備するため、遠地及び中距離地震による津波警報組織の強化する。このため本庁に警報センターを設置し、札幌、仙台、大阪、福岡、各管区に情報連絡組織中枢をおくとともに、さらに近海地震による津波警報組織の警報中枢を整備強化する。(人員12名増)

(2) 観測施設の整備

(イ) 地震観測施設の整備

既設の松代、長崎に感震器を増設、鳥島、根室の遠地地震観測施設を新設する。また釧路外9カ所に中枢距離地震用観測施設の整備をはかり併せて全国27カ所に近地地震用観測施設の整備を行う。

(ロ) 津波観測施設の整備

釧路、函館、八戸、室戸、石巻、八丈島、富崎、汐岬、油津、清水の10地点にロボット検潮儀の整備を行ない、最寄の气象台または測候所と無電連絡を行なうようにする。

以上(イ)及び(ロ)に要する予算

予備費 46,500千円

本予算 64,500千円

(3) 国際連絡組織の整備強化

地震津波に関する国際的情報連絡の強化のため、米国担当機関及びハワイ津波情報センターに担当官を派遣し関係機関との間に相互通報制度の確立について折衝を行なわしめる。
(予備費800千円)

(4) 津波研究の推進

津波研究体制強化のため気象研究所に津波研究部門を設置し、次の研究を行なう。

(イ) 津波発生の有無、強度を即刻に知る装置の研究

(ロ) 津波エネルギーの研究

(ハ) 地震と津波発生の研究

(本予算 20,000千円)

(5) チリ地震津波調査

チリ地震津波を現地で調査し今後の地震津波対策に資するため担当官を派遣する。

(予備費3,000千円)

(三) 金融措置

伊勢湾台風の例にならい、中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法の制度を要望するほか、北海道東北開発公庫、中小企業金融公庫の融資枠の設定、特別金利の採用、償還期限の延長等の行政措置を希望する。

現在まで判明した運輸省関係業種の被害額並びに融資希望推定額は下記のとおりである。

業種	被害額	融資希望推定額
港湾運送事業	101,700 ^{千円}	90,060 ^{千円}
造船業	231,200	188,800
海上運送業	37,000	37,080
造船関連工業	71,400	50,000
自動車運送事業	17,000	8,500
通運事業	84,500	58,500
私鉄	4,750	4,750
倉庫業	21,310	17,000
計	568,940	454,690

(大船渡災害誌, p. 126-127)

(7) 文部省

チリ地震津波文教関係被害状況及び対策について 文部省 36.6.3

1. 被害概況

1 人的被害

区分	死者	負傷者	居住建物被災者	備考
児童・生徒	18人	1人	19,029人	北海道、青森、岩手、宮城 三重、和歌山、宮崎、鹿児島
教職員	1	3	547	
計	19	3	19,547	

2 物的被害

(1) 国立学校

学校	被害額
北海道大学	450千円
東北大学	7,392
東京商船大学	1,060
計	8,902

備考

理学部厚岸臨海実験所施設

農学部女川水産研究実験所施設及び設備、理学部女川磁気観測施設及設備

清水分校施設

(2) 公共教育施設

府県	学校教育施設					社会教育施設		備考	
	学校数				船	被害額 (千円)	館数		被害額 (千円)
	小学校	中学校	高等学校	計					
北海道	1	1	1	3	—	1,079	—	—	社会教育施設の被害はすべて公民館である。
青森	—	—	1	1	1	4,000	—	—	
岩手	3	1	5	9	7	27,844	3	280	
宮城	4	1	2	7	6	12,427	8	4,473	
三重	1	1	2	4	—	2,252	1	377	
和歌山	—	1	—	1	—	500	1	400	
計	9	5	11	25	14	48,102	13	5,530	

2. 災害対策要綱

番号	事項	措置	予算	備考
1	国立学校施設の復旧	予算措置	7,508千円	建物工作物の補修、備品の修理、購入
2	公立学校施設の復旧	現行法 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	30,000	(1)建物、工作物、土地、設備につき2/3補助 (2)34年度災害の例よりも緩くし、基準を全般に設ける場合には学校施設についても特別立法を考慮したい。
3	公立社会施設の復旧	予算措置	2,036	(1)施設3万円以上を対象とする。 (2)補助率2/3 (3)起債 イ 補助対象となったものについては起債対象とする(1,019千円) ロ その他のものについても起債の特別を認めるようにする。(学校災害と同様とする) (4)公立学校の備考(2)と同じ。
4	へき地教職員住宅の復旧	予算措置	948	5戸分補助率1/2
5	罹災教職員に対する共済			国家公務員共済組合法に基づく災害給付及び災害貸付 災害給付 44,729千円 (実施済) 災害貸付 26,180千円 (実施済)
6	被災教科書の補給	行政措置		災害救助法によって、給付される者以外の者の被災教科書の補給
7	準要保護児童生徒に対する教科書の給与	現行法 (修学困難な児童及び生徒のための教科書図書への給与に対する国の補助に関する法律)		(1)災害救助法発動地域害の準要保護児童生徒に対する前期分教科書の給与(市町村に4/5補助) (2)新たに準要保護児童生徒となった者に対する後期分教科書の給与((1)と同じ)
8	応急学校給食の実施	行政措置		被災校で応急的に給食実施を必要と認めるものについては政府のあっせん物資(免税ミルク及び小麦粉)を配給する。(小学校6校1,315名、中学校4校342名)
9	準要保護児童生徒に対する給食費補助	現行法 (学校給食法)	1,259	市町村が給食費1/2以上を補助する場合その半額補助(小学校708人、中学校205人、174日分)
10	国立大学学生等に対する授業料の減免	現行法 (国立学校設置法)		(1)被災学生生徒の35年度後期分授業料の全免または半免 (2)昭和35年の国立学校授業料収入見込額の0.25%の範囲内 (3)公立学校の被災学生、生徒についてもこれに準じて措置するよう指導する。
11	被災学生生徒に対する育英資金の貸付	行政措置	2,000	貸与額 高校生 月額1,000円 122人 (見込) 大学生 月額2,000円 38人 (見込)
	計		43,751千円	

(大船渡災害誌, p. 127-128)

第5節 おわりに

被害発生後、各市町村の出足は早かったが、全体像の把握には時間がかかった。一つには調査用紙の不足、第2には罹災者避難先が不明であったからである。

電話不通のため、電力会社や警察電話を使えなかった市町村では県との連絡が不十分で、その後の救援活動に支障が出た。

救助活動では、災害救助隊組織が確立しておらず、訓練を積んでいなかったことが障害となった。また罹災職員も出たため、総体的に要員不足が生じた。こうした問題点が第2節「3 緊急対策実施と問題点」にまとめられており、大いに参考になろう。さらに、訓練不足とならないため、「法の内容を知らしめ、或いは再確認の意味で、年1回は必ず災害救助事務担当者を招集して事務打合せをして欲しい。」との反省もあった。

様々な支障のため、救援が旨く進まない。食料では、在庫が十分にあったものの、これが玄米のため精米しなくてはならなかったが、電力復旧がまず先決であった。被災地の小売店は、浸水で機能を失い、通信・交通とも途絶して居り、特別のルートで配る必要があった。場所によっては車両が使えず、人力運搬を余儀なくされた。約1週間でこうした緊急配分方法が軌道にのり、平常に戻るにはさらに1か月を要したのである。

記録不足が意外な障害となっている。救護の問題として「(E) 対策本部の要員不足のため、一般業務に忙殺され、正確な記録をとることができず、その後の整理に支障を来たした。」、また、医療では「他の医療班と交替する場合、カルテの記入が不備のため、後任医療班がその措置に困惑した。」といわれている。

また、「現行災害救助法は、事務が非常に繁雑であるため、今回のような大災害にあたっては、法に基づく救助を実施する迄に、長期の時日を必要とする。したがって事務の合理化によって救助の迅速且つ適正が期されるような措置が望ましい。」という指摘もあった。

国としての災害対策特別立法は、被災から1か月も経たない6月20日に成立する。当時は日米安全保障条約の改定にあたり騒然としていたのだが、これだけ早い成立は前年の伊勢湾台風の経験があったからであろう。6月6日に被災した1道15県の緊急知事、議長合同会議が「伊勢湾台風に順ずる特別立法」措置を要望、9日に各省事務次官会議で特別立法8法案内定、15日衆議院上程、17日衆議院可決、20日参議院可決となったのである。